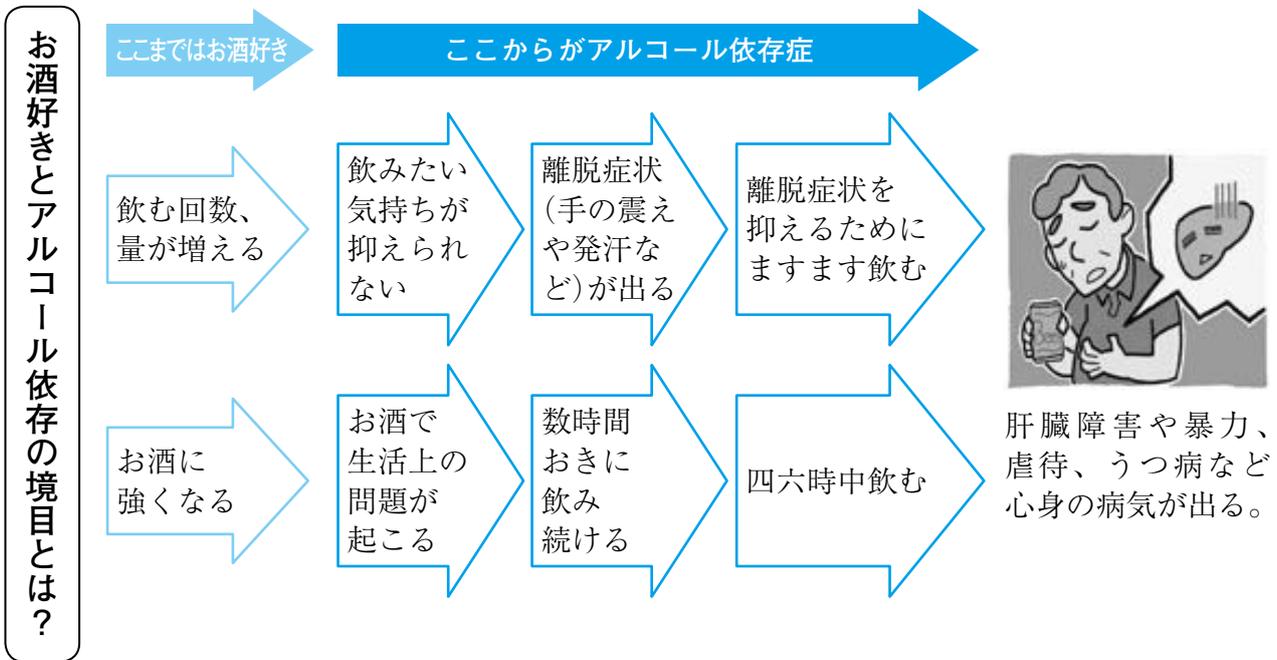
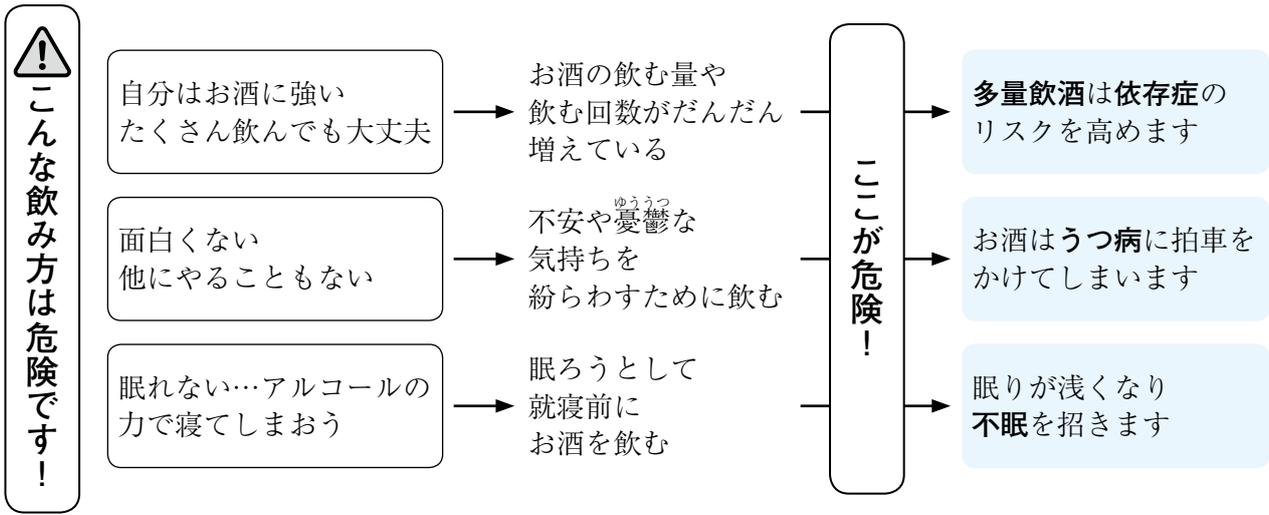


11月10～16日は
アルコール関連問題啓発週間

《問合せ》健康増進課 ☎24-1127



お酒を飲むときに心掛けたいこと

周囲の人に 無理に勧めず 楽しく飲む	強いお酒は 薄めて飲む	長時間 飲み続けない
最低週2日は 「休肝日」を 設ける	薬と一緒に お酒を飲まない	飲酒後の 運動・入浴は 要注意

お酒と上手に
付き合おう



11月は児童虐待防止月間

《問合せ》子ども支援センター ☎21-9003

- 「虐待を受けた子ども」だけでなく「虐待を受けたと思われる子ども(虐待の疑い)」を見つけたときは、ためらわずに市の窓口や県豊岡子ども家庭センターに連絡してください。
- 匿名でもかまいません。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
- 児童虐待の通告は、守秘義務違反になりません。

「虐待」と「しつけ」はどう違うの？

「しつけ」は、子どもがきちんとした生活習慣や人と関わる力、社会的に自立していくための道筋を親が示すことです。「しつけ」と称して、親の気分や理解しがたい理由で、暴力・暴言により子どもを追い詰めると、それは「虐待」になります。

子育てに体罰や暴言を使わない！

一見、体罰や暴言には効果があるように見え

ますが、たたくことで得られた子どもの姿は恐怖で行動した姿。「愛のむち」と思っても、子どもにとってはとても怖いことで、心に大きなダメージを受けることもあります。体罰や暴言は「虐待」にエスカレートすることもあります。「たたかない！怒鳴らない！」と心に決めましょう。

恐怖を持った子どもはSOSを伝えられない!!

親に恐怖を持った子どもは、親に気に入られるように顔色を見て行動するようになります。また、子どもが心を打ち明けられなくなります。心配ごとを相談できないと、いじめや非行など大きな問題に発展してしまうこともあります。

【相談窓口】

- 市子ども支援センター ☎21-9003
- 県豊岡子ども家庭センター ☎22-4314
- 児童虐待防止24時間ホットライン(夜間・休日) ☎22-9119
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189



児童虐待とは：

身体的虐待	殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気にかかっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、怒鳴る、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

日曜納税相談・インターネット公売を実施

《問合せ》税務課 ☎23-1118

日曜納税相談

納税(市税)の悩みごとを相談してください。また、納付もできます。

- ▼日時 11月12日(日)午前10時～午後3時
- ▼場所 本庁舎 1階 税務課収税係

インターネット公売

市税などの滞納処分差し押さえた財産を次のとおり公売します。

- ▼公売方法 インターネットを利用した競り売り
- ▼参加申込期間 11月8日(水)午後1時～11月21日(火)午後11時
- ▼競り売り期間 11月28日(火)午後1時～11月30日(木)午後11時
- ▼代金納付期限 12月8日(金)午後3時
- ▼公売物件 絵画など10点(予定)
- ▼申込み インターネットからの参加となります。
〔11月8日(水)公開予定〕
https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/hyg_toyooka_city

- ▼参加資格 国税徴収法で規定される場合など一部の例外を除き、20歳以上の方であれば、原則、誰でも参加できます。ただし、公売保証金の納付が必要となります(公売保証金不要物件を除く)。

【下見会】

公売物件を実際に見ることができ下見会を開催します。落札した物件は返品することができませんので、事前によく見て公売に参加してください。

- ▼日時 11月12日(日)午前10時～午後3時
- ▼場所 本庁舎 1階(日曜納税相談同時開催)
※大型物件は下見会に展示しません。下見を希望する方は、問い合わせください(日程などを調整します)。

【その他】

- 次のサイトでも公売情報を提供しています。
- 市ホームページ
<http://www3.city.toyooka.lg.jp/koubai/top.htm>
- ヤフー株式会社の公売システム
<https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>